## めんそーれ那覇市観光振興条例

観光は、人々の交流を通して、価値観や文化を認め合い、相互理解を深める中で、 平和な社会を実現し、経済や雇用を支えるなど、地域活性化に寄与するものである。 本市の観光は、先人から受け継いできたイチャリバチョーデー、ユイマール、ウ トゥイムチといった心をもって、沖縄戦で焦土と化した中から復興した市民と関係 者のたゆまぬ努力に支えられ、特色ある豊かな観光資源を活かして成長する地域経 済の自立的発展をけん引するリーディング産業としての役割を担っている。

本市の観光の更なる発展、成長のためには、市民一人ひとりが、歴史、文化、自然、景観など那覇の良さを大切にし、人と人がつながり、支えあう、再び訪れたくなる持続可能な世界水準の観光地づくりを促進することが求められている。

このような考え方に立って、本市の観光振興を目指し、市、議会、市民、観光事業者及び観光関係団体が相互に連携して、那覇らしい多彩な観光資源の活用、新たな観光資源の創出を図り、市民と観光客がともに楽しめる魅力ある滞在型の「国際観光交流都市」の形成に向けて協働して取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、観光の振興についての基本理念を定め、市の責務並びに議会、市民及び観光関係事業者等の役割を明らかにするとともに、本市の豊かな地域資源を活用した観光の振興に関する施策の基本事項を定めることにより活力ある地域づくりを図り、本市の経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 観光資源 歴史的文化遺産、地域の良好な景観、自然、伝統行事、文化その他観光の振興に資する資源をいう。
  - (2) 観光関係事業者 旅行業、宿泊業その他観光に関連する事業を営む者をい う。

- (3) 観光振興団体 観光の振興を目的として、観光関係事業者で組織される団体その他観光に関する活動を行う団体をいう。
- (4) 観光関係事業者等 観光関係事業者及び観光振興団体をいう。(基本理念)
- 第3条 観光の振興は、次に掲げる事項を基本理念(以下「基本理念」という。)と する。
  - (1) 市、議会、市民及び観光関係事業者等が一体となり、生活環境との調和に 配慮しつつ、本市に住む人にも訪れる人にも魅力ある観光地づくりを目指すこ と。
  - (2) 本市が持つ観光資源を大切に守り、活かすことで地域も潤う持続可能な観光地づくりを目指すこと。
  - (3) 国際平和に貢献する相互理解をもって、観光客を温かく迎え入れるウトゥイムチの心あふれる観光地づくりを目指すこと。
  - (4) 観光に関連する事業が市民に多様な就業の機会を提供すること等により地域社会において重要な役割を担うとの認識のもとに観光地づくりを目指すこと。 (市の責務)
- 第4条 市は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、観光関係事業者等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう協力及び調整を図るものとする。
- 3 市は、観光の振興に関する取組への市民の参加及び観光関係事業者等の自主的な観光の振興に関する取組を促進するため、広報、啓発及び情報の提供を図るものとする。
- 4 市は、観光資源の活用により魅力ある観光地の形成を図るため、市民及び観光 関係事業者等との連携により、観光資源の保全等に必要な施策を講ずるものとす る。
- 5 市は、市内における観光客の安全の確保を図るため、観光地における災害等に関する情報の提供その他事故の発生の防止等に必要な施策を講ずるものとする。
- 6 市は、沖縄県その他の地方公共団体と連携し、観光資源を有効に活用するために必要な広域的な観光の振興に関する施策の推進を図るものとする。
- 7 市は、観光資源を活かして姉妹都市及び友好都市との交流に努めるものとする。 (議会の役割)
- 第5条 議会は、基本理念にのっとり、観光について調査研究をするとともに積極的な提言を行う等、観光の振興に取り組むものとする。

(市民の役割)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する理解及び関心を深めるよう努めるものとする。
- 2 市民は、観光客を温かく迎えるとともに、地域の歴史、文化を大切に継承し、 観光資源を活用した観光地づくりに参画するよう努めるものとする。
- 3 市民は、地域の美化に努め、まちの景観を美しく保つことに努めるものとする。 (観光関係事業者の役割)
- 第7条 観光関係事業者は、基本理念にのっとり、観光客に快適なサービスを提供する等、観光客の満足度の向上に努めるものとする。
- 2 観光関係事業者は、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化が図られるよう努めるものとする。
- 3 観光関係事業者は、市が実施する観光の振興に関する施策の趣旨を理解し、事業を実施するよう努めるものとする。

(観光振興団体の役割)

- 第8条 観光振興団体は、基本理念にのっとり、観光関係事業者間の連携の推進を図るよう努めるものとする。
- 2 観光振興団体は、観光情報の発信、観光客の誘致及び受入体制の整備に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 観光振興団体は、市が実施する観光の振興に関する施策の趣旨を理解し、事業を実施するよう努めるものとする。

(基本計画)

- 第9条 市長は、観光の振興に関する施策の計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 観光の振興に関する基本方針
  - (2) 観光の振興に関する将来目標
  - (3) 観光の振興に関し、市が計画的に講ずべき施策
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たり、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和 52年那覇市条例第2号)別表に定める那覇市観光審議会、市民及び観光関係事業者 等の意見を聴かなければならない。

(人材育成)

第10条 観光の振興に寄与する人材を育成するため、市及び観光関係事業者等は 連携して、観光関係事業者等に従事する者の知識及び能力の向上を図るよう努

めなければならない。

(財政上の措置)

第11条 市は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を 講ずるよう努めるものとする。

(良好な観光環境の維持)

第12条 何人も、観光地としての良好な環境を保つため、道路、広場その他の規則で定める公共の場所において、観光客への付きまとい、拒絶の意思を示している観光客への土産品店、飲食店その他観光客の利用する施設への客引き行為、看板の違法な設置その他の規則で定める迷惑行為をしてはならない。

(指導)

第13条 市長は、前条の迷惑行為を行った者に対し、是正のために必要な指導をすることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、 規則で定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。